

補助金の交付状況に係る調書【令和3年度交付分】

補助金の名称		労働者福祉団体補助金		市の担当部課	経済環境部産業課		
				問い合わせ先	0568-44-0340		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		労働者福祉協議会 尾張北支部		代表者名	支部長 棚島英一		
関係規定	法令	なし		条例	なし		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市労働者福祉団体補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	平成8年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		労働者の福祉事業活動を推進する当該団体への補助が目的となっているため。					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		労働者の生活向上のために福祉事業活動を行っているため。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度予算		
		0 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円		
		(0 円)	(200,000 円)	(200,000 円)	(200,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		退職準備セミナー、住宅相談会、年金相談会、共済相談会					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		5,897,268 円			
		うち補助事業全体の経費		2,379,094 円			
		うち補助対象経費		354,146 円			
		補助対象経費の内訳		教材費		29,146 円	
				会場費		9,000 円	
				講師代		316,000 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		市長が定める額			
		補助限度額		20万円			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	交付額以上に公益的事業が実施されているため		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		地域における労働者の福祉事業活動の推進と経済的、文化的地位の向上につながりました。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		3,011,403 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無	

※令和3年度の実績に基づき作成しています。